

振替加算の総点検についての相談体制の拡充

振替加算の総点検の結果、振替加算が加算されていない事象が判明しましたことにつきまして、お客様に多大なるご迷惑をおかけしていますことを、深くお詫び申し上げます。

また、お客様からのご照会に対応するために「振替加算専用ダイヤル」の設置を行っていますが、振替加算専用ダイヤルに多くのお客様よりご照会をいただいた結果、大変つながりにくくなっています。この点につきましても深くお詫び申し上げます。

これを受けまして、日本年金機構では、下記のとおりご照会対応のための体制を拡充しました。

また、ご照会いただいたご質問の中で、多く寄せられましたものにつきましてまとめましたので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

1. 相談体制の拡充

現在、振替加算専用ダイヤル（0570-030-261）については、平日の午前8時30分より午後5時15分までご質問を受け付けていますが、これを、当分の間、

・ 平日については、午前8時30分より午後8時まで

・ 土曜日及び日曜日については、午前8時30分より午後5時15分まで

（9月18日（祝）につきましては、ご利用いただけません。）

とするとともに、席数を増やして対応を行います。

なお、振替加算専用ダイヤル以外の、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）及びお近くの年金事務所、街角の年金相談センター（注）においても、ご質問を受け付けておりますので、併せてご利用ください。

※ ねんきんダイヤル、年金事務所及び街角の年金相談センター（注）の受付時間は下記のとおりです。

月曜日 午前8時30分より午後7時まで

火～金曜日 午前8時30分より午後5時15分まで

第2土曜日 午前9時30分より午後4時まで

（注）街角の年金相談センターについては、来訪によるご相談のみ承っております。
なお、受付時間が上記と異なることがありますので、ご注意ください。

よくあるご質問

現在、振替加算専用ダイヤルにご照会いただいているご質問のうち、多く寄せられているものにつきましてまとめましたので、ご参照ください。

夫は昭和61年3月以前に、公務員として20年以上勤務した後に退職しました。私には振替加算が加算されていないようですが、加算されるのでしょうか。

回答：昭和61年3月以前に、公務員期間が20年以上ある方が退職した場合は、旧法の退職年金が支給されます。

旧法の退職年金を受け取っている方の配偶者（妻）には、振替加算は加算されません。

私に振替加算が加算されているか確認する方法はありますか。

回答：

①「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」

通常65歳になられた際にお客様にお送りしている「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」の裏面にある、【(B) 国民年金（基礎年金）】欄の「加給年金額または加算額」の項目に金額が記載されている方については、すでに振替加算が加算されています。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書（裏面）

【(B) 国民年金（基礎年金）】					
項番	基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ または 繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)

この欄に金額の記載がある方については、すでに振替加算が加算されています。

② 「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」

平成29年5～6月にお客様にお送りした「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」にある、【国民年金（基礎年金）】欄の「振替加算額」の項目に金額が記載されている方については、すでに振替加算が加算されています。

※ 圧着はがきの「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」の例です。



国民年金 厚生年金保険 年金額改定通知書

この通知書は、年金額を証明する書類です。大切に保存してください。

年金の種類 年金

基礎年金番号	年金コード	
--------	-------	--

受給権者氏名

国民年金 (基礎年金)	基本額	円
	振替加算額	円
	支給停止額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額 (年額)		円

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印影

この欄に金額の記載がある方については、すでに振替加算が加算されています。